

国 営 積 第 26 号
令和 8 年 3 月 31 日

大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長 殿
大臣官房官庁営繕部整備課特別整備室長 殿
各地方整備局 営繕部長 殿
北海道開発局 営繕部長 殿
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

大臣官房官庁営繕部計画課
営繕積算企画調整室長
(公 印 省 略)

営繕工事における猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の積算方法の試行について

営繕工事においては、「営繕工事における猛暑を考慮した適正な工期設定の運用について」（令和 6 年 3 月 22 日国営計第 173 号、国営建第 14 号）に基づき猛暑による作業不能日数を設定し、それに応じた共通費を計上してきたところであるが、今般、労務費についても作業中断等に伴う労務費の増加費用を作業不能日数に基づいて積算する試行をすることとしたので、別紙の通り通知する。

この試行は、令和 8 年 4 月 1 日以降に入札手続きを開始する工事に適用する。

猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の積算方法（試行）

1. はじめに

猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用を、「営繕工事における猛暑を考慮した作業不能日数の取扱いに係る運用指針」に定める過去の観測値に基づく作業不能日数により計上するとともに、猛暑による作業不能日数について設計図書を変更する場合においては、必要に応じて変更計上するための必要な事項を定めるものである。

2. 猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の算定方法

猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の算定方法は、次式を標準とする。

$$\begin{aligned} \text{猛暑による} \\ \text{労務費の増加費用} &= \text{工事費のうち労務費相当額} \times \frac{\text{作業不能日数（日）}^{\ast 1}}{\text{工期（T）（日）} - \text{作業不能日数（日）}^{\ast 1}} \\ &\times \left(1 + \text{専門工事業者等の諸経費の率（労）} \right) \end{aligned}$$

※1 作業不能日数は、定時の現場作業時間のうち、環境省が観測し公表する工事場所近傍の観測地点における WBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）が 31 以上となった時間を日数換算したものであり、「営繕工事における猛暑を考慮した作業不能日数の取扱いに係る運用指針」による。

なお、工事費のうち労務費相当額の把握が困難な場合には、次により算定することができるものとする。

工事費のうち労務費相当額

$$= \text{労務費相当額算定用の工事価格} \times \text{標準的な労務費構成割合}^{\ast 2}$$

$$= \text{労務費相当額算定用の直接工事費} \times (1 + K^{\ast 3} \div 100) \times \text{標準的な労務費構成割合}^{\ast 2}$$

※2 標準的な労務費構成割合は、表 1 による。

表 1 標準的な労務費構成割合

事務所	倉庫	学校の校舎	その他
8.59%	9.36%	12.25%	9.12%

（出典）「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」

（令和 7 年 12 月 国土交通省 不動産・建設経済局作成、33 頁）

※3 K（労務費相当額算定用の共通費率）は、公共建築工事共通費積算基準の共通費の算定方法によることを基本とする。

3. 猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の工事費用への計上方法

猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用については、直接工事費に加算する。

4. 猛暑による作業不能日数について設計図書を変更した場合について

「営繕工事における猛暑を考慮した作業不能日数の取扱いに係る運用指針」に基づき、猛暑による作業不能日数について設計図書を変更した場合は、上記（1）及び（2）の方法で労務費の増加費用の算定を行う。

（現場説明書等における記載例）

本工事は、猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の積算方法（試行）の対象工事である。
--